資料２

千葉市議会改革推進協議会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　本市議会は、「千葉市議会の基本理念」に則り、議会改革を一層推進するため千葉市議会改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議・検討事項）

第２条　協議会は、議会の運営など委員長が必要と認める事項について協議・検討する。

（組織の構成等）

第３条　協議会の委員は、議長、副議長を含む１６人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

（１）自由民主党千葉市議会議員団　５人
（２）民主党千葉市議会議員団　２人
（３）公明党千葉市議会議員団　２人
（４）日本共産党千葉市議会議員団　２人
（５）未来創造ちば　２人
（６）市民ネットワーク　１人
（７）日本維新の会千葉市議団　１人
（８）みんなの党千葉市議団　１人

２　委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

３　委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

（会議）

第４条　協議会に、委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は議長が、副委員長は副議長がその職務を務めるものとする。

３　委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提

出を求めることができる。

７　協議会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要あると認めるときは、非公開とすることができる。

８　協議会の決定にあたっては、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

（部会）

第５条　委員長は、協議・検討等にかかる専門的事項を協議・検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

（記録）

第６条　委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

（協議結果の報告）

第７条　委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

（設置期間）

第８条　協議会の設置期間は、本要綱の施行の日から平成２６年１２月３１日までとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２５年７月１１日から施行する。